

成年後見制度の利用促進に 関する取組について

－令和 6 年度以降－

令和7年10月
法務省民事局

- 1 成年後見制度の見直しに向けた検討状況**
- 2 後見制度支援信託・支援預貯金の普及等**
- 3 成年後見制度の利用促進**

1. 成年後見制度の見直しに向けた検討状況

令和6年2月 法務大臣から**法制審議会**に対して成年後見制度の見直しについて諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

➡**法制審議会民法（成年後見等関係）部会**設置

4月～ **法制審議会民法（成年後見等関係）部会**において調査審議を開始

- 部 会 長：山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
- 委員・幹事等：学者、弁護士、司法書士、社会福祉士、当事者団体、関係団体、家庭裁判所判事、厚生労働省、最高裁判所、金融庁ほか

※次ページ以降の審議事項一覧を参照

令和7年6月 **法制審議会民法（成年後見等関係）部会（第21回会議）**において
「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」の取りまとめ

※6ページ以降に概要を掲載

6月25日～8月25日 中間試案についてパブリック・コメントを実施

9月～ 要綱案の取りまとめに向け、引き続き調査審議が行われている。

法制審議会民法（成年後見等関係）部会・審議事項一覧

法務省民事局 ※令和7年9月16日時点

会議	開催日時	議題等	部会資料
1	令和6年4月9日	部会長の選出等、民法（成年後見等関係）の見直しに当たっての検討事項	1
2	令和6年5月21日	法定後見の開始に関する検討事項	2
3	令和6年6月11日	法定後見の開始に関する検討事項、法定後見の終了に関する検討事項	2、3
4	令和6年7月2日	成年後見人等の交代等、成年後見人等の職務等、法定後見制度に関するその他の検討事項	4
5	令和6年7月16日	参考人からの意見聴取 （公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長 小幡恭弘氏、一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ代表理事 藤田和子氏、一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長 大塚晃氏、特定非営利活動法人日本障害者協議会副代表 石渡和実氏）	
6	令和6年9月2日	参考人からの意見聴取 （全国「精神病」者集団運営委員 桐原尚之氏、公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長 樋口幸雄氏、NPO法人DPI日本会議議長補佐 崔榮繁氏、静岡県立大学名誉教授、国連障害者権利委員会元副委員長 石川准氏）	
7	令和6年9月10日	法定後見制度を前提とする他制度に関する検討事項、任意後見に関する検討事項	4、5
8	令和6年10月8日	参考人からの意見聴取 （八尾市、横浜市、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会よこはま成年後見推進センター、世田谷区社会福祉協議会、社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会主任支援員 田邊裕子氏、同常務理事・事務局長 仁田坂和夫氏、社会福祉法人栄和会特別養護老人ホーム厚別栄和荘常務理事兼総合施設長 瀬戸雅嗣氏）	
9	令和6年10月22日	任意後見に関する検討事項、成年後見制度に関する家事審判の手続の検討事項、法定後見制度の枠組みに関する検討事項、成年後見制度に関するその他の検討事項	5、6
10	令和6年11月12日	成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実についての報告、法定後見制度の開始に関する検討（二読）	7
11	令和6年12月10日	法定後見の終了に際しての考慮要素、成年後見人等の交代等（辞任・解任を含む。）、成年後見人等の職務等	8
12	令和6年12月24日	成年後見人等の報酬、法定後見制度に関するその他の検討、法定後見制度を前提とする他制度に関する検討、任意後見制度における監督に関する検討事項	8、9
13	令和7年1月14日	任意後見制度と法定後見制度との関係、任意後見制度に関するその他の検討事項、その他の検討事項	9

会議	開催日時	議題等	部会資料
14	令和7年2月4日	法定後見の開始の要件及び効果に関する検討事項、法定後見の終了に関する検討事項	10
15	令和7年2月25日	保護者に関する検討事項、法定後見制度に関する検討事項その他(1)	11
16	令和7年3月11日	法定後見制度に関する検討事項その他(2)、任意後見制度における監督に関する検討事項、任意後見制度と法定後見制度との関係、任意後見制度に関するその他の検討	12
17	令和7年4月8日	中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台(1)	13
18	令和7年4月15日	中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台(2)	14
19	令和7年5月13日	現行法の法定後見制度の枠組み等に関する補充的検討、中間試案のたたき台	15 16-1 16-2
20	令和7年5月27日	中間試案のたたき台 2	17-1 17-2 17-3
21	令和7年6月10日	中間試案の取りまとめ、現行法の法定後見制度を前提とする民法の規定の検討	18-1 18-2 19
22	令和7年7月8日	法定後見制度に関する補充的検討、任意後見制度に関する補充的検討	20、21
23	令和7年7月22日	参考人からの意見聴取 (後見制度と家族の会代表 石井靖子氏、一般社団法人後見の社代表 宮内康二氏、森谷・森脇法律事務所弁護士 森脇 淳一氏、国立研究開発法人国立成育医療研究センター成育こどもシンクタンク副所長 山縣 然太郎氏)	
24	令和7年9月3日	参考人からの意見聴取 (日本公証人連合会総括理事・丸の内公証役場公証人 原啓一郎氏、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長 秋下雅弘氏、一般社団法人信託協会業務委員長・三菱UFJ信託銀行経営企画部協会担当部長 竹内慶太氏、三菱UFJ信託銀行リテール企画推進部上級調査役 川島崇史氏、三菱UFJ信託銀行リテール企画推進部上級調査役 渡部和弘氏、三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部上級調査役 加藤亮吾氏、三菱UFJ信託銀行事務管理部課長 清水順子氏、一般財団法人全日本ろうあ連盟 吉野幸代氏、国連障害者権利委員会委員・弁護士 田門浩氏、一般財団法人全日本ろうあ連盟福祉労働委員会委員・埼玉県聴覚障害者福祉会理事 河合めぐみ氏)	
25	令和7年9月16日	民法(成年後見等関係)等の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(1)、民法(成年後見等関係)等の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(2)	22、23

成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約

（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

○ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。

○ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。

○ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

法定後見の開始の要件、効果等、
法定後見の終了等

必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討

成年後見人等の解任（交代）等

新たな解任事由を設ける案などを検討

任意後見人の事務の監督開始の
申立権者等

新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

○ 令和6年4月～ 部会において調査審議 ○ 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング

○ 令和7年6月10日に**中間試案を取りまとめ**。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年8月25日まで）

（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は**令和4年度～令和8年度**）

ヒアリング

認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

- ▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

- 甲 案 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案
- 乙 1 案 ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、**成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型**の法定後見を開始する案
- 乙 2 案 **乙 1 案の類型に加え**、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、**成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型**の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

- 法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、**保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案**
（法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）

○ 法定後見に関する期間

- 甲 案 期間を設けない
- 乙 1 案 家庭裁判所が**法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案**
- 乙 2 案 **成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付け**た上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案

主な検討事項

成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の選任

- ・ 本人の意見を重視すべきであることを明確にすることを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任（交代）

甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案

乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける案

○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が本人の意思を尊重することの内容（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を明確にすることを引き続き検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ 本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認めるなど任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

その他の検討事項

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるというルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確にする案を引き続き検討

2. 後見制度支援信託・支援預貯金の普及等

- 令和7年3月、「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」において、保佐・補助類型を中心とした後見制度支援預貯金について、具体的に導入を検討中の金融機関から、検討状況や商品概要に関する情報提供を受け、意見交換等を行った。
- 当該金融機関については、令和7年10月1日から、全国で初めて、保佐・補助類型を対象とした「後見支援預金」の取扱いを開始している。

3. 成年後見制度の利用促進 ＊周知・広報①

○ 任意後見制度に関するリーフレットの作成

任意後見制度に関するリーフレットを作成し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会、公証役場等に配布した。

- ・リーフレット（R 6 年度：618,700部）

○ 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットの作成

成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットを作成し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会、公証役場等に配布した。

- ・パンフレット（R 6 年度：619,400部）

3. 成年後見制度の利用促進 ＊周知・広報②

○ 成年後見制度に関するインターネット広告の実施

以下の期間において、インターネット広告を実施した。

- ・ R 6 年度：令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 2 月まで

※ WEBサイトの広告枠に画像広告を表示させるもの及び検索内容に応じて、検索結果の上位に法務省ホームページの関係部分を表示させるもの

○ 法務省所管の他制度と連携した周知広報

遺言書保管制度と連携し、以下の各種関連団体に対して、成年後見制度の利用促進のための周知広報への協力依頼を実施した。今後、引き続き、様々な関連団体等に対して協力依頼を試みる予定である。

- ① 日本FP協会
- ② 全日本冠婚葬祭互助協会
- ③ 全日本葬祭業協同組合連合会
- ④ 全国宅地建物取引業協会連合会
- ⑤ 全国農業協同組合中央会

3. 成年後見制度の利用促進 ＊周知・広報③

(令和7年度の実施予定について)

○ 任意後見制度に関するリーフレットの配布

○ 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットの配布

○ 成年後見制度に関するインターネット広告の実施